


公共基準点等使用包括承認書

兵庫県土地家屋調査士会
会長 村上 保正 様

平成19年8月7日付けで申請のありました公共基準点の包括使用申請について下記のとおり承認します。

使用目的	地積測量図の作成のための測量	
使用期間	平成19年10月1日から平成20年3月31日まで（半年間）	
測量地域	猪名川町伏見台・松尾台地内	
使用する公共基準点	猪名川町が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての街区基準点、節点及び街区点補助点（使用時点で公共基準点として取扱われている点に限る）	
測量方法	GPS測量、トータルステーションほか必要な精度の確保可能な測量方法による。	
測量作業担当者	氏名	兵庫県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士が行う地籍測量図の作成のための測量については、公共基準点使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
承認条件		
1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。		
2. 公共基準点使用報告書を用いて使用后1ヵ月以内に関係街区基準点等の状況を報告すること。		
承認番号19-1号 平成19年10月1日		
猪名川町長 真田 保男 		
連絡先	猪名川町建設部建設課管理担当 電話072-766-0001	

別紙

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、測量作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先等を連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 4 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 5 測量作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 6 測量作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど